

令和 8 年 7 月 教 育 委 員 会 定 例 会

令和 8 年 7 月 2 9 日 (水)

午前 1 0 時 0 0 分

教育委員会会議室

【議事日程】

- 日 程 第 1 議事録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教育長の報告
- 日 程 第 3 ・教委議案第 2 2 号
大東市立諸福幼稚園の廃止について
- 日 程 第 4 ・教委議案第 2 3 号
大東市立認定こども園条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について
- 日 程 第 5 ・教委報告第 7 号
大東市教育委員会事務局職員人事に係る臨時代理の報告について
- 日 程 第 6 ・教委報告第 8 号
府費負担教職員の人事に関する内申に係る臨時代理の報告について
- 日 程 第 7 ・教委議案第 1 9 号
令和 8 年度大東市一般会計補正予算（第 3 次）【教育関係】に係る意見聴取について
- 日 程 第 8 ・教委議案第 2 0 号
南郷小学校長寿命化改良工事請負契約の変更に係る意見聴取について
- 日 程 第 9 ・教委議案第 2 1 号
住道南小学校屋内運動場長寿命化改良工事請負契約に係る意見聴取について
- 日 程 第 10 ・教委議案第 2 4 号
令和 9 年度使用大東市立小・中学校教科用図書採択について
- 日 程 第 11 ・一般業務報告

日程第11 一般業務報告について

内 容

1. 令和8年6月大東市議会定例会月議会における一般質問の要旨について

教育総務部
北本部長

令和8年 7月

令和8年7月29日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考		
1	水				
2	木	校園長会、北河内地区教育長協議会			
3	金	総合教育会議、大阪府都市教育長協議会役員会・定例会			
4	土				
5	日				
6	月	北河内地区教育長協議会管外研修			
7	火	北河内地区教育長協議会管外研修			
8	水	大阪府四條畷保健所運営協議会			
9	木	教頭・主任会			
10	金	大阪府都市教育長協議会役員・小中校長会役員合同懇談会			
11	土				
12	日				
13	月				
14	火				
15	水				
16	木	生徒会交流会(大東中)			
17	金		1学期終業式(幼稚園・小・中学校)		
18	土				
19	日	キャンピィだいとう夏季オープニングセレモニー			
20	月				夏季休業日
21	火	青少年健全育成市民大会		夏季休業日	(幼稚園)
22	水			夏季休業日	(幼稚園)
23	木			(小・中学校)	(幼稚園)
24	金	大阪府都市教育長協議会夏季研修会		小・中学校	(幼稚園)
25	土				
26	日				
27	月				
28	火	人権教育研究大会			
29	水	教育委員会定例会、近畿都市教育長協議会役員会			
30	木	大東市教育研究フォーラム			
31	金				
≪備考≫ 変更となる場合があります。					

令和8年 8月

令和8年7月29日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定（太字：教育長・教育委員出席）	備考		
1	土			夏 季 休 業 日	夏 季 休 業 日（
2	日			（	）
3	月			小・ 中 学 校	幼 稚 園 （
4	火			）	）
5	水	社会教育委員会議			
6	木		学 校 閉 庁 日 期 間		
7	金				
8	土				
9	日				
10	月				
11	火	山の日			
12	水		学 校 閉 庁 日 重 点 期 間		
13	木				
14	金	大阪府都市教育長協議会役員会・定例会			
15	土				
16	日				
17	月	幹部会議、表敬訪問（空手）			
18	火				
19	水	表敬訪問（相撲）			
20	木	大東市公立学校（園）長・教頭主任等夏季研修会			
21	金				
22	土				
23	日				
24	月				
25	火				
26	水		2学期始業式（小・中学校）		
27	木				
28	金	校園長会、首席・指導教諭等選考			
29	土				
30	日				
31	月				
≪備考≫ 変更となる場合があります。					

令和8年 9月

令和8年7月29日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	火	本会議、予算決算委員会(前期全体会)	
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
8	火	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
9	水		
10	木		
11	金		
12	土	日本協同教育学会第22回大会シンポジウム	
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木	予算決算委員会(後期全体会)、教頭・主任会	
18	金	本会議(夜間議会)	
19	土		
20	日		
21	月	敬老の日	
22	火	国民の休日	
23	水	秋分の日	
24	木	本会議	
25	金	本会議、予算決算委員会(前期全体会)[決算審査]	
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		
≪備考≫ 変更となる場合があります。			

教委議案第 22 号

大東市立諸福幼稚園の廃止について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 号の規定に基づき、下記学校の廃止について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 29 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

- | | |
|----------|------------------|
| 1. 名 称 | 大東市立諸福幼稚園 |
| 2. 位 置 | 大東市諸福一丁目 2 番 1 号 |
| 3. 廃止の時期 | 令和 9 年 3 月 31 日 |

	R7	
	定員	入所数
南郷保育所	180	160
諸福幼稚園	150	18
計	330	178

➡

	R9.4～	
	統合後定員案	
2号・3号	160	
1号	40	
計	200	

教委議案第 24 号

令和 9 年度使用大東市立小・中学校教科用図書採択について

令和 9 年度使用大東市立小・中学校教科用図書の採択について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 6 号の規定に基づき、次のとおり教育委員会の議決を求める。

各種目について以下の教科用図書を採択する。

令和 8 年 7 月 29 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡本 功

理 由

小・中学校の令和 9 年度使用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第一項の規定により、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を除き、令和 8 年度と同一の教科用図書を採択しなければならないため。

(資料)

令和 8 年度大東市小・中学校使用教科用図書一覧

(1) 小学校教科用図書 令和 7 年 7 月 2 9 日教育委員会にて採択

種 目	発行者番号	発行者略称	書 名
国 語	2	東 書	新編 新しい国語
書 写	3 8	光 村	書写
社 会	1 1 6	日 文	小学社会
地 図	4 6	帝 国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3・4・5・6 年
算 数	2	東 書	新編 新しい算数
理 科	6 1	啓林館	わくわく理科
生 活	2	東 書	新編 新しい生活
音 楽	1 7	教 出	小学音楽 音楽のおくりもの
図画工作	1 1 6	日 文	図画工作
家 庭	9	開隆堂	わたしたちの家庭科
保 健	2 2 4	学 研	新・みんなの保健
英 語	9	開隆堂	Junior Sunshine
道 徳	2	東 書	新編 新しい道徳

(2) 中学校教科用図書 令和 7 年 7 月 2 9 日教育委員会にて採択

種 目	発行者番号	発行者略称	書 名
国 語	3 8	光村	国語
書 写	3 8	光村	中学書写
社会(地理)	2	東書	新編 新しい社会 地理
社会(歴史)	2	東書	新編 新しい社会 歴史
社会(公民)	2	東書	新編 新しい社会 公民
地 図	4 6	帝国	中学校社会科地図
数 学	1 0 4	数研	これからの 数学
理 科 (第 1)(第 2)	6 1	啓林館	未来へひろがるサイエンス
音 楽 (一般)(器楽)	2 7	教芸	(一般)中学生の音楽 (器楽)中学生の器楽
美 術	9	開隆堂	美術
保健体育	2	東書	新編 新しい保健体育
技術・家庭 (技術)(家庭)	2	東書	(技術分野)新編 新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology (家庭分野)新編 新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して
英 語	2	東書	NEW HORIZON English Course
道 徳	1 1 6	日文	中学道徳 あすを生きる /道徳ノート

<資料>

☆義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

☆義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(採択の時期)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

- 2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書(以下この条において「既採択教科用図書」という。)の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合(教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。)において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

☆学校教育法附則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項(第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

一般業務報告：令和8年7月29日
令和8年 大東市議会 定例月議会（6月）一般質問要旨（教育委員会関係）

《あらさき 美枝 議員》

○修学旅行費の助成と平和教育について【教育総務部】【学校教育政策部】
（修学旅行費の半額補助制度の創設、日本国憲法に基づいた平和教育）

○生理用ナプキンの設置について【教育総務部】
（小・中学校の個室トイレへの設置について）

《安田 恵子 議員》

○学校現場における支援員・介助員制度の運用と安全管理【学校教育政策部】
（支援員制度における安全管理と責任体制、今後の在り方について 等）

《中村 晴樹 議員》

○こどもの声を聴く家族支援の取り組み【教育総務部】【学校教育政策部】
（学校等の親子講座の実施、学校対応ガイドラインについて）

○PTAについて【教育総務部】
（公金外現金を保管する法的根拠、体育館の利用減免団体の是正）

《小南 いちお 議員》

○ICT教育について【学校教育政策部】
（ICT教育の役割及び目標、進捗状況、効果と現実、今後について 等）

○外国人入学児童・生徒への対応について【学校教育政策部】
（入学した外国人の子どもへの日本語指導について、日本語指導者の状況）

《あずま 健太郎 議員》

○北条小・中学校の小中一貫教育(仮称)ほうじょう学園構想【教育総務部】
（分科会、学校名、学校設置条例の改正、工事説明会について）

裏面へ続く

《みずおち 康一郎 議員》

○部活動の遠征等の移動について【学校教育政策部】

(部活動の地域移行・地域展開の現状、部活動の遠征、移動手段について)

○インフレ下における自治体財政運営について【教育総務部】

(高等学校授業料の無償化について)

《天野 一之 議員》

○多文化共生の大東市へ【学校教育政策部】

(日本語指導が必要な児童生徒への支援の状況)

《北村 哲夫 議員》

○平和教育について【学校教育政策部】

(本市の平和教育の取り組み、辺野古の事故における教訓)

○体育館エアコン設置について【教育総務部】

(進捗について)

○義務教育学校について【教育総務部】

(補助金について、負担金と交付金の性質について)

《品川 大介 議員》

○公共施設の適正化と財政について【教育総務部】

(学校施設の検討を進める上での基準、どのように市民共有していくか)

○クラブ活動のこれからについて【学校教育政策部】

(拠点校廃止の理由、希望する生徒はどうすれば良いか)

一般業務報告：令和8年7月29日

令和8年 大東市議会 定例月議会（6月）一般質問要旨（教育委員会関係）

5 1番 あらさき 美枝 議員

質問内容

4 修学旅行費の助成と平和教育について

- 10 ① 修学旅行費への保護者の負担感が大きいので、半額補助制度を創設できないか【教育総務部】
- ② 日本国憲法に基づいた平和教育の位置付けについて【学校教育政策部】

答弁内容

- 15 ① 修学旅行に係る交通費や宿泊費等につきましては、原則として保護者の皆様にご負担いただいております。

近年の物価高騰等により、修学旅行費をはじめとする学校諸費が家計に与える影響は大きくなっており、保護者負担の軽減が課題であると認識しております。

- 20 こうしたなか、一部自治体では独自財源による修学旅行費の無償化等の取組が実施されていることを承知しておりますが、この場合、多額の財政負担を伴うこととなります。

- 25 現在、経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対する就学援助制度に基づき、修学旅行費の全額実費相当分を支給しているなか、これに加え、新たな制度を新設することについては、本市の財政状況等を踏まえながら、慎重に判断していく必要があるものと考えております。

なお、修学旅行は、『学習指導要領』に基づく教育課程の一環として実施する教育活動でございますので、本来的には、国の責任において修学旅行費の必要な財源措置を講じ、制度化を図るべきであると認識しております。

- 30 引き続き、保護者負担の軽減に向けた国の制度創設や財源措置について機会ある毎に、国に対して要望してまいりたいと考えております。

- ② 本市小・中学校におきましては、日本国憲法はもとより、教育基本法及び学校教育法に基づいた学習指導要領をふまえて、発達段階に応じて計画的に平和教育に取り組んでおります。

- 35 中学校学習指導要領【社会編】においては、「日本国憲法の平和主義についての理解を基に、わが国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の

役割について多面的・多角的に考察，構想し，表現できるようにするとともに，世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育成するようにする。」とありますことから、歴史的背景等をふまえた世界平和の実現について、児童生徒が主体的かつ多面的・多角的に、広い視野をもって考えることができるよう、引き続き指導してまいります。

1 番 あらさき 美枝 議員

教育総務部

質問内容

5 生理用ナプキンの設置について

① 小・中学校の個室トイレへの設置についての考えは

答弁内容

本市では、令和3年度に大阪府から無償提供を受けた生理用品を、各小・中学校へ配布したことを契機に、令和6年度から予算措置を講じた上で、必要数を購入し、各学校へ配布しているところでございます。

現在、児童・生徒へは、原則として保健室で常備しながら、必要に応じて配布しているところでございます。

過去に一部の中学校において、試行的に個室トイレに配置したことがございましたが、その時の養護教諭らとの検証では、保健室での常備の方が子どもたちとの対面により、性について触れることができたり、健康状態や生活状況を把握することができたり、また、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等への支援にもつなげることができたりする等の効果があるとのことでございました。

さらに、衛生面でも対面の方が望ましいとのことでございました。

一方、個室トイレへの配置につきましては、多感な時期にある児童・生徒が必要なときに、心理的な負担や気兼ねを感じることなく利用できる環境づくりという観点から、その意義は否定できないものであるとしたところでございます。

今後につきましては、学校現場の意見、他自治体の取組状況等も踏まえながら、児童・生徒が安心して利用できる環境整備と持続的な運用方法の両立に向け、継続的に検討してまいりたいと考えております。

2 番 安田 恵子 議員

学校教育政策部

質問内容

2 学校現場における支援員・介助員制度の運用と安全管理について

- ① 支援員・介助員の制度設計と業務実態について
- ② 支援員制度における安全管理と責任体制について
- ③ 支援員・介助員の処遇差と制度説明について
- ④ 学校現場における支援体制の今後の在り方について

答弁内容

- 10 ① 本市におきましては、多様な児童生徒に対し、よりきめ細やかな支援等を行うために、支援員および介助員を各校へ配置しております。支援員につきましては、有償のボランティアとして採用しており、今年度は現時点でのべ181人の方につとめていただいております。業務といたしましては、主に通常の学級に在籍する児童生徒に対する支援等を行っていただいております。一方、介助員につ
- 15 きましては、市の会計年度任用職員として採用しており、今年度は現時点で90人の方につとめていただいております。業務といたしましては、主に支援学級に在籍をしている児童生徒に対する介助等を行っていただいております。
- 20 ② 支援員につきましては、有償のボランティアとして採用を行っておりますことから、雇用保険等は適応対象外となっておりますが、市で一括して「非営利・有償活動団体保険」に加入をしております。業務の遂行にあたりましては、配置されております小・中学校からの指示に基づき、教員と共に行うことになるため、児童生徒の多様な言動に対しましても、支援員が不安を感じることはないよう
- 25 な体制づくりを進めております。
- ③ 支援員は有償ボランティアとして、介助員は市の会計年度任用職員として採用をいたしております。それに伴いまして、任用条件や休暇制度等にちがいはあるものと認識をしております。例えば、支援員につきましてはご勤務いただいた時間に対しまして、その都度、報償費をお支払いすることとなりますが、介助員につきましては任用通知書への記載内容にしたがいまして報酬をお支払いすることとなっております。また、介助員につきましては国の動向により、年度途中に時間当たりの報酬が変更される場合があります、それに伴いまして年間の収入に変化がある場合も想定されます。
- 30
- 35 いずれにいたしましても、支援員、介助員、ともに採用時に勤務内容や条件についてお示しさせていただいておりますが、引き続き、ていね

いな説明に努めてまいります。

④ 現在、中央教育審議会において行われております、次期学習指導要領の改訂に向けて示された論点整理におきましては、多様な子どもたちを包摂するために柔軟な対応が求められており、学校現場における支援体制の充実について、ますますそのニーズが高まっているものと認識しております。学校の教員だけでなく、地域人材を含め、多様な方々が学校教育の現場にさまざまな立場で参画していただくことが今後、より一層重要になってくるため、引き続き、情報の発信と収集に加え、人材の確保に努めてまいります。

4 番 中村 晴樹 議員

質問内容

1 こどもの声を聴く家族支援の取り組みについて

③ 学校等の親子講座の実施を【教育総務部】

⑤ 学校対応ガイドラインについて【学校教育政策部】

答弁内容

③ 家庭教育支援の観点で申し上げますと、現在、セミナー型やサロン型支援の場などにおいて、保護者に対する学習の機会や情報の提供を行う上で、有用だと思われるテーマを設定し、子育ての不安や悩みの解消に役立てていただけるよう対応を講じているところでございます。

例えば、保護者が子どもに対して情報モラルについてどのように対応すべきなのかといったことや、思春期を迎える子どもへの性教育を、どのように接していくのか、といった内容を有識者の方々のお力を借りながらご教示頂いたり、保護者同士の情報交換の機会を設けるなどの取り組みを実施しているところでございます。

また、こどもの権利について法制化が進み、さまざまな場において、こどもの声を聴く重要性が問われているなか、そうした知識を深めて頂くことも大切であると考えております。

引き続き、家庭教育支援事業を展開するにあたり、昨今の家庭教育を取り巻く諸課題や保護者ニーズの把握に努め、家庭教育を支援するために必要な施策を講じてまいりたいと考えております。

⑤ 本年、4月に民法の改正が行われ、離婚後も父母がともに親権をもつ「共同

親権」が新たに導入されたことを受けまして、組織としての対応がスムーズに行えるよう、その理念の共有とともに、市教育委員会にて今までの取り組みの確認も含め、「共同親権に係る学校行事参加等の確認事項」を作成し、4月当初に市内各校へ示したところです。

5 今後につきましても、運用する中で明らかになった課題等の情報を集約し、適時、確認事項の見直しや追記等を行ってまいりたいと考えております。

「共同親権に係る学校行事参加等の確認事項」につきましては、教育委員会ホームページで公開することにより、広く周知を行うことで、引き続き、学校等へ申し出をしやすい環境づくりに努めるとともに、申し出があった際には子どもの最善の利益に向けて組織的な対応をとることができるよう取り組んでまいります。

10

4 番 中村 晴樹 議員

15 教育総務部

質問内容

3 P T Aについて

⑤ 体育館の利用減免団体について優先予約とP T Aやこども会と名乗るフリーライダーを是正すべき

20

答弁内容

⑤ 小中学校に設置する体育館の貸出に関しましては、学校教育及び学校行事に支障のない時間帯におきまして、学校施設の使用を認めているところでございます。

25

学校施設を使用する場合には、事前に団体登録を行い、公共施設予約システムでの申し込み・抽選により使用団体を決定しております。

また、団体の登録種別につきましては、学校活動に協力していただいているP T Aやこども会などの団体を優先団体として位置づけ、学校施設の優先予約が可能となっております。

30

なお、優先団体の位置付けにつきましては、公共施設予約システムへの登録時に、各団体から提出された資料等をもとに確認を行っておりますが、制度の適正な運用を図るためには、継続的に活動実態を把握していくことが重要であると認識しております。

35 今後につきましては、各団体の活動内容や運営実態、P T Aとの関係性、さらには教育活動への寄与の状況などについて適切な確認に努めるとともに、学校

施設の公平かつ適正な利用が確保されるよう、実態把握に取り組んでまいります。

5 **6番 小南 いちお 議員**
 学校教育政策部

質問内容

2 ICT教育について

- 10 ① 大東市教育大綱について
 ア ここでのICT教育の役割及び目標は何か
- ② 次期「学習指導要領」のICT教育について
 ア 重視項目の中でICT教育に関する取組みは含まれているか
- ③ 本市のICT教育の進捗状況と定着状況は
15 ア 協同学習の中でのICTの活用と、児童・生徒同士の会話によるコミュニケーションの現状は。先生、児童・生徒同士のコミュニケーションを第一に考えた上でのICTをうまく採り入れる工夫が必要と考えるが
- ④ ICT教育での効果と現実について
 ア 教員により、また、学校によるデジタル格差が生じないような支援を。
20 また、ICT教育に必要な一定の達成基準を設けているか
 イ ICTの活用により「書く」「話す」「覚える」「自ら考える深い思考」への意欲が薄れるのではないか、現実はどうか
- ⑤ ICT教育の今後について
 ア IT先進国では「学力の低下」により、デジタル教材から紙の教科書へ
25 の動きが増加している。日本で、本市ではどのような動きか

答弁内容

- ①ア 本年3月に策定されました「大東市教育大綱」では、重点的に取り組む事項の1つといたしまして、学力の向上を図るための施策として、「ICTを活用した教育の推進」を掲げており、様々な個性を有する子どもたちが自分に合った学びの選択ができる体制の構築を進めると明記しております。
- 30 ICT機器を導入することで、児童生徒が自分で調べて考えをまとめ、物事を深く探究していくといった能動的な学習態度を養うことが期待できます。
- また、教員にとっても、児童生徒の学習状況や理解度をデータで客観的に把握
35 し、1人ひとりに見合った指導が可能となることに加え、校務作業のデジタル化により、子どもたちと向き合う時間を生み出すなど、教育の質の向上につながっ

ております。

市教育委員会といたしましては、これらの事項の着実な実現に向けた取り組みを引き続き推進し、本教育大綱の理念に沿った質の高い学びを享受できる環境づくりに努めてまいります。

5

②ア 次期学習指導要領の改訂におきまして、ＩＣＴ教育に関する取り組みは、１人１台端末などのデジタル基盤を活用することを前提として議論が進められております。

単なるＩＣＴ機器操作にとどまらず、データ分析力やＡＩ活用力を体系的に育むため、「総合的な学習の時間」に「情報の領域」を新設するといった、ＩＣＴ教育そのものの抜本的な強化が盛り込まれております。

また、デジタル教科書やＡＩ型デジタルドリル、コンピュータによるテスト、いわゆるＣＢＴ等の活用により１人ひとりの習熟度に応じたＩＣＴ基盤の柔軟な教育課程を目指す内容となっており、効率的な情報収集や分析、共同編集による他者との協働など、質の高い探究活動を支えるツールとしてＩＣＴが位置付けられております。

次期学習指導要領の下で、ＩＣＴ教育が充実することにより、ＩＣＴ活用がネット検索だけではなく、デジタルを駆使したデータ分析や他者との協働を通じて、実社会で通用する思考力・判断力・表現力を育成することができます。

また、デジタル教材等の活用で、個々の理解度に応じた復習や発展学習が可能となり、更には、不登校傾向や特別な支援が必要な子どもたちへの柔軟な学習支援も行うことができますので、誰一人取り残さない「個別最適な学び」の強化を図ることが可能となってまいります。

これらのＩＣＴ教育の実現に向け、文部科学省は現在、当該スケジュールの履行を見据え、第２期ＧＩＧＡスクール構想による端末更新や通信ネットワークの強靱化など、ハード・ソフト両面での環境整備を加速させている段階でございます。

③ア ＩＣＴ教育の進捗状況についてでございますが、１人１台端末を活用し、高速大容量の通信ネットワーク環境を整備することで、教育の質を向上させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る取り組みに尽力してまいりました。

令和４年９月より中学校で、また、令和５年９月からは小学校を加えて、児童生徒１人ひとりの理解度や習熟度に応じて、自分のペースで学習に取り組むことができるＡＩ型デジタルドリルを導入し、日々の授業において、教員の積極的な活用・実践が展開されましたことで、各学校でのＩＣＴ教育がより浸透し、着

実に定着しつつあるものと認識しております。

現在は、教員の児童生徒に対する確かな関わりにより、ノートを使用するのか、タブレット端末を取り扱うのかを、児童生徒自身が考えて活用し、学習する学びの姿が見受けられるようになってきております。

- 5 今後につきましても、児童生徒に周りの仲間と円滑なコミュニケーションをとる力を身に付けさせるとともに、安心して学習に取り組める授業づくりができるように市教育委員会として尽力してまいります。

- 10 ④ア 学校や教員間でのデジタル格差をなくし、すべての児童生徒が等しく高度な情報活用能力を身につけることは、ＩＣＴ教育推進における重要な課題であると認識しております。

一定の達成基準につきましても、本市では、児童生徒が各学年で身につけるべきＩＣＴスキルやリテラシーの指標といたしまして、「データ活用におけるつきたい力体系表」を策定しております。

- 15 この体系表の作成にあたりましては、各小中学校の情報教育担当教員から、教育現場の実態に即した意見を広く出し合って反映させており、現場の教員にとっても「どの学年で、どのレベルのスキルを習得させるべきか」が明確になり、実効性の高い達成基準として運用が可能となっております。

- 20 本市におきましては、昨年度よりこの体系表の運用を全校で開始しており、これに基づいた具体的な授業づくりや実践的な取り組みを順次進めております。

今後とも、この体系表を本市ＩＣＴ教育の共通の達成基準として全校でしっかりと共有し、教員へのサポートや好事例の横展開を図ることで、デジタル格差が生じないように、ＩＣＴ教育の徹底に努めてまいります。

- 25 ④イ ＩＣＴ教育の効果につきましても、教員が児童生徒の学習状況を把握し、１人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細やかな指導をより効果的に行うことが可能となったことや、学習課題に対して適切に声掛けを行うことで、児童生徒に寄り添った誰一人取り残さない教育の実現を具現化しやすくなったという、多くの利点が挙げられます。

- 30 また、「個別最適な学び」を進める１つのツールとして活用してまいりましたＡＩ型デジタルドリルにつきましても、子どもたちが自分のペースで自由に取り組むことが可能であると同時に、教員からも児童生徒の学習の進捗割合が可視化できて、状況把握が正確に行え、的確な指導が実施できるという双方向での強みがございます。

- 35 今後もこの傾向はＩＣＴ機器の更なる発展に伴って拡大し、より一層、効果的な成果をもたらす重要なツールになるものと認識しているところでございます。

一方で、ＩＣＴ教育が学力の低下を招くのではないかという懸念は、端末の使い方に大きく起因するものと考えられ、検索への依存や手書き機会の減少などが要因と指摘されておりますが、漢字や計算の反復練習、作文の下書き等は紙のノートで行い、情報の収集や資料の作成にはタブレット端末を使うなど、目的に応じた使い分けを適切に実行すれば、基礎学力の定着や学習意欲の向上に直結し、必ずしもマイナス要因にはならないと考えております。

今後も引き続き、アナログとデジタルを効果的に併用し、例えば、ただ動画を視聴する受動的な使い方をするだけでなく、ＡＩ型デジタルドリルでの個別復習やグループでの意見交換を適宜行い、主体的にアウトプットするなどの活用についても各校が積極的に実践できるように努めてまいります。

⑤ア 本市におきましては、児童生徒が積極的に他者と関わり、対話や協働を通じて、思考を広げ、自ら学ぶ力を育むことを目指す「学び合う」授業づくりに、ＧＩＧＡスクール構想に基づいた１人１台端末を活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が実装されたＩＣＴ教育を取り入れて、強固な学習基盤を構築し、積み重ねてきた経緯がございます。

ここ数年、北欧などでは、読解力の低下を背景に、デジタル教材から紙の教科書への回帰が報道されておりますが、文部科学省はデジタル化によって紙を全廃するのではなく、自治体や学校が「紙のみ」・「デジタルのみ」・「紙とデジタルの併用」を選択できる方針を明らかにしております。

「デジタルか、アナログか」といった「二項対立」で捉えるのではなく、発達の段階や学習場面等により、多角的な視点から、どちらの良さも適切に組み合わせ、教育の質を高めて、柔軟に活かしていくことが重要であると考えております。

本市におきましても、引き続き、児童生徒が日常的にＩＣＴを積極的に活用できる環境を整え、学びに対する意欲の醸成を図るとともに、資質の向上や能力の育成に鋭意取り組み、学習効果の有効かつ最大化に努めてまいります。

6番 小南 いちお 議員

学校教育政策部

質問内容

6 外国人入学児童・生徒への対応について

① 本市の小中学校に入学した外国人の子どもへの日本語指導について

ア 日本語学習指導はどうしているのか

② 日本語指導者の状況は

- ア 日本語指導者の現状と、どの外国語を話せる人が必要か
イ 不足している外国語対応のできる人材確保について、どのようにしているのか
ウ 日本語指導者として登録したい、また、教えることができる市民がいる場合、どうすればいいのか

答弁内容

①ア 本市小・中学校に在籍しております日本語指導が必要な児童生徒数は今年度、5月1日現在で98人となっております。この98人につきましては、例えば、日本語の理解が非常にむずかしい児童生徒もおれば、話すことはできるものの書くことはできないという状況の児童生徒もあり、一人ひとりに応じた対応が求められております。

また、母語につきましても、中国語やベトナム語、ネパール語を母語とする児童生徒が多く在籍しておりますが、中にはカンボジア語やポルトガル語、モンゴル語等を母語とする児童生徒も少数ながら在籍しており、現在、市内に在籍している日本語指導が必要な児童生徒の母語は、11の言語となっております。

そのため、府費で配置されております日本語指導担当教員や外国人児童生徒支援員に加え、市費で配置している日本語支援員等が密に連携をとりながら、学級で行われている授業に入り込み、支援を行ったり、個別の対応の中で支援を行ったりするなど、それぞれに応じた支援を行うことで、学級の中でも安心して学ぶことのできる環境の充実を図っております。

②ア 府費では日本語指導担当教員の4名と外国人児童生徒支援員1名を配置いただいております。また、市費では現在、日本語支援員21名を配置しているところです。これら合わせまして26名が、日本語指導が必要な児童生徒が在籍しております市内の小中学校、16校に対しまして、自校での指導や支援、または巡回指導として、週に数時間ずつという形で巡回しながら指導を行うことで日本語指導をしています。

現在、日本語支援員として配置しております方は、日本語に加え、中国語やベトナム語、ネパール語を話される方がおられます。今後、入学を予定している児童生徒への対応といたしましては、タイ語を話される方の確保を進めておるところです。

②イ 市内の在籍児童生徒数や、市内の多くの学校に在籍が分散している状況を鑑みますと、現在の支援員派遣時間数のより一層の充実を図っていくとともに、引き続き支援員の募集を継続する必要があるものと認識しております。

また、新しい言語を母語とする児童生徒が転入してきた折には、新しくその言語を話すことができる方を見つけることが難しい場合が多いため、市教育委員会といたしましては、大学等との連携や働きかけをより一層、意識的に行い、アンテナを高く募集してまいりたいと考えております。

5

②ウ 市内の小中学校におきまして、日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語の支援をしていただく希望をお持ちの場合には、市教育委員会事務局、指導・人権教育課までご連絡をいただきますと、詳細なご説明を含め、手続きをさせていただきます。

10

10 番 あずま 健太郎 議員
教育総務部

15 **質問内容**

1 北条小・中学校の小中一貫教育（仮称）ほうじょう学園構想

① 分科会について

② 学校名について

③ 学校設置条例の改正について

20 ④ 工事説明会について

答弁内容

① （仮称）ほうじょう学園の設置検討にあたりましては、これまで地域の方々や保護者の方々などによる「検討委員会」にてご議論を頂戴してまいりました。

25 現在、基本設計が済み、これから工事が始まろうとしているなか、開校に至るまでの間は、学校の運営等について、より具体的で詳細な検討が必要となる段階に入りつつあり、分野ごとに細分化し、より密に、より多くの方々にご参画頂き、ご議論をお願い致したく、「検討委員会」の専門部会として、「分科会」を設置することとなりました。

30 例えば、校歌・制服等、学校生活で児童・生徒に必要な事柄について話し合いをお願いする「総務部会」や、教育課程、学校の設備・備品についてご担当いただく「学校運営部会」、通学や見守り活動など地域の方々に関わって頂く内容についての「地域部会」などを想定しており、今月末に開催を予定している「検討委員会」にて、「分科会」の構成や役割に加え、会議の運営についてご審議頂く予定にしております。

35

「分科会」は、これまでの「検討委員会」の枠組みをさらに拡充し、より多く

の保護者や地域の方々がほうじょう学園の新設に関わっていただく事を大きな目的としております。

こうしたご議論を経ることにより、子どもたちに加えて、地域の方々にも愛される学校づくりをめざしてまいりたいと考えております。

5

②（仮称）ほうじょう学園の学校名につきましては、昨年10月から本年2月までの間、公募を行い、367件のご応募をいただきました。

その後、教育委員会事務局にて、学校名として相応しいものかどうか、学校種の判別に影響はないかどうか、また、他の学校と混同されたり、混乱を招くものではないかなどを整理し、73件を校名候補としたところでございます。

10

現在、北条小学校・北条中学校と、教育委員会事務局におきまして、概ね2案ずつ、合計6案まで絞り込むための選考の段階に入っております。

今後、「検討委員会」にて候補案を選定し、学校設置者としての教育委員会にて決定を行う手続きを進めてまいりたいと考えております。

15

なお、市議会におかれましては、令和9年3月定例月議会におきまして、『学校設置条例』の改正案によりまして、新たな学校名による、新たな学校の設置について、ご審議いただく予定でございます。

その節は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

20

③ 公立の学校は、『地方自治法』第244条の公の施設であり、その設置につきましては、条例で定めることを要します。

また、文部科学省所管の「公立学校施設整備費負担金」を活用する場合は、『義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令』の規定に基づき、条例又はこれに基づく規則で定めておく必要がございます。

25

併せて、先程、答弁申し上げましたように、今後、校歌や校章等を定めていくことを想定しますと、今年度中には、学校名を確定しておくことが必要でございます。

これらの点を鑑み、令和9年3月定例月議会にて『学校設置条例』の改正案を提出し、ご審議いただくことを目標に、事務をすすめてまいりたいと考えております。

30

④ 5月下旬に地域の方々や保護者の方々を対象にした説明会を実施したところでございます。

35

地域の方々に対しましては、5月29日・30日の両日のほか、5月23日には、「みな月町会」の皆さまに説明をさせて頂く機会を設け、また、保護者の方々に対しましては、北条小・北条中のほか北条こども園の方々にもお聞き頂き、併

せて99名の方に、今後の工事スケジュールのほか、工事作業に関する周知方法や安全確保策を中心に、ご案内したところでございます。

保護者の方々からは「学校行事等に対する工事日程の配慮」といった教育に関することに対するご質問が多く、地域の方々からは、「工事予定表の確認方法」や「拡幅される道路幅」についてなど、工事内容に関することを中心としたご質問を頂戴し、予定している対応手法などについて説明させていただきました。

今後も、こうした機会を通じて、安全対策や工事スケジュールなどについてお伝えし続ける必要性を再認識したところでございます。

引き続き、説明会をはじめとする広報活動に取組み、皆様にご安心いただき、ご賛同いただけるような対応を講じてまいりたいと考えております。

11番 みずおち 康一郎 議員 学校教育政策部

質問内容

2 部活動の遠征等の移動について

- ① 部活動の地域移行・地域展開の現状について
- ② 部活動の遠征等について
- ③ 具体的な移動手段について

答弁内容

① 部活動の地域移行、地域展開につきましては、すべての生徒がそれぞれの希望に応じて、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実できるよう令和7年12月に文部科学省から示されました「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、本市におきましても着実にすすめておるところです。

現在、休日につきましては剣道や水泳などの運動部が5つと、文化部としてメディア部とCool Japan Clubの2つが地域展開し、地域クラブ活動を行っております。

また、今年度より大東卓球スクールが平日の地域展開を行うなど、ひとつひとつ確実にその輪を広げていっております。

今後、さまざまな角度から課題の分析および検討等を行い、ていねいに対応しながら、取組みをさらに展開してまいりたいと考えております。

② 現在、中学校で行われている部活動につきましては、市内のみで行われる大

東市大会に加え、例えば北河内地区で行われる北河内大会や、大阪府全域の学校を対象とした大阪府大会等の大会にも出場しております。これらの大会に出場する際には、市外にある学校や体育館などにおいて開催される会場へ移動のうえ、参加、出場する必要があるため、とりわけ運動部におきましては、ほぼすべての部活動におきまして市外での活動を行う可能性があるものと認識しております。

③ 部活動を他校で行う場合には、市内、市外にかかわらず、原則、自転車や公共交通機関を利用して移動することになっております。このことから昨年度および今年度の現時点につきましても、市内中学校が外部業者と委託契約等を行い、貸し切りバスなどを利用のうえ、他校への移動を行ったという事例はないと把握しております。

11番 みずおち 康一郎 議員
教育総務部

質問内容

5 インフレ下における自治体財政運営について(2026年度地方財政計画から)
③ 高等学校授業料の無償化について

答弁内容

③ 今年度から、国の「高等学校等就学支援金制度」において所得制限が撤廃され、世帯の所得にかかわらず、高校生等が授業料支援を受けることができるようになりました。

これにより、公立高校の授業料は実質無償となるほか、私立高校につきましても年間45万7,200円を上限として授業料の支援が行われております。

また、大阪府においては、国の就学支援金に上乗せする独自の授業料支援制度を実施されており、私立高校等に通う生徒については、年間63万円を上限として授業料の無償化が図られ、さらに、授業料が63万円を超える場合につきましても、学校の負担により保護者負担が生じない仕組みとなりました。

本市の状況に当てはめますと、大東市立中学校の卒業生のうち、進学した生徒は各学年合わせて約2,700人であり、国や大阪府による高校授業料支援額を試算いたしますと、年間で約8億円にのぼるものと試算しております。

家庭の教育費負担の軽減によって、自らの希望に応じた教育を受けることが

できる環境が整備されたものと認識しております。

12 番 天野 一之 議員

5 学校教育政策部

質問内容

3 多文化共生の大東市へ

④ 日本語指導が必要な児童生徒への支援の状況

10

答弁内容

④ 本市小・中学校には、日本語指導が必要な児童生徒が5月1日現在で98名
15 在籍しておりますが、その状況や必要となる支援の段階につきましては、それぞ
れ大きなちがいがあるため、一人ひとりの状況等に応じた対応をとる必要があ
るものと考えております。

こういった状況から、就学支援といたしましては、大阪府が主催しております
「OSAKA 多文化共生フォーラム」や「多言語進路ガイダンス」などへの積極的
20 な参加を通じまして、進学先での多文化共生の取組み等を知る機会の充実を進
めております。

今後につきましても、多文化共生の推進に向け、市内各校へ配置している日本
語指導担当教員と、母語で支援を行うことができる日本語支援員が密に連携を
とってまいります。日本語指導が必要な児童生徒を含め、すべての児童生徒が安
心して学ぶことのできる教育環境の充実を図ってまいります。

25

13 番 北村 哲夫 議員

学校教育政策部

30 質問内容

1 平和教育について

① 本市の平和教育の取り組みについて

② 辺野古の事故における教訓について

35 答弁内容

① 本市小・中学校における平和教育は、学習指導要領をふまえ、社会科（歴史

的分野及び公民的分野)や道徳、特別活動(修学旅行等)等の学習活動において、学ぶ機会が多くございます。

特に修学旅行では、教科横断的に事前学習をおこなうとともに、小学校では広島平和記念公園を訪れ、資料館の見学や碑めぐりをするだけでなく、語り部や外国の方からの聞き取り等をすることもございます。また修学旅行後には、他学年に対しての報告会や平和学習のまとめをおこなったりするなど、丁寧に取り組みを進めております。

近年では、語り部や戦争体験者の高齢化に伴い、児童・生徒にとって身近な課題や疑問から「問い」をみつけ、より一層、探究的に学ぶことも大切にしております。

本市でも引き続き、児童・生徒が主体的に学ぶことができるよう配慮するとともに、広い視野をもって多面的・多角的に学ぶことのできる平和教育に取り組んでまいります。

② 沖縄県、辺野古におきまして、本年3月、京都府内の高等学校における校外活動中に、重大な事故が生じたものと承知をしております。現在も詳細な調査等が進められていると聞き及んでおりますが、先日、文部科学省より安全管理や教育活動面で著しく不適切な部分があったとの見解が示されておりました。

今回の事故を受けまして、本市といたしましても、改めて学校に対し、特に、現地の状況や気象情報に応じた想定、また必要十分な人数での引率などによる危険の未然防止等、校外活動の実施にあたっての安全性の確保について十分に検討のうえ、必要に応じて見直しを図るよう伝えたところです。

また、あわせまして、小中学校における教育活動については政治的中立性を確保したうえで、多様な見方等ができる事柄や未確定な事柄等を取り上げる場合には、子どもたちの考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であるため、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げず、子どもたちが主体的に考え、判断することができるよう留意することについても確認をしたところです。

今後も、児童生徒が、校外での学習において、豊かな自然や文化に触れる体験を通して、学校における学習活動を充実・発展させることができるよう、引き続き指導してまいります。

13番 北村 哲夫 議員

教育総務部

質問内容

6 体育館エアコン設置について

① 進捗は

5 答弁内容

① 本市の小・中学校における体育館エアコンの設置に関しましては、災害発生時の安定稼働が見込まれるＬＰガス方式を導入し、その整備を進めてまいりました。

令和４年度から５年度にかけましては、中学校８校のエアコン設置工事を完了し、令和６年度から７年度にかけましては、小学校７校の整備実施したところでございます。

今年度におきましては、長寿命化改良工事を予定している住道北小と住道南小は文部科学省の「学校施設環境改善交付金」を活用し、また、諸福小と南郷小は、一般財団法人エルピーガス振興センターの「自衛的燃料備蓄補助金」を活用し、併せて小学校４校のエアコン設置工事を予定しております。

これまで、学校体育館へのエアコンの設置に関しましては、子どもたちの学習・生活の場の環境向上はもとより、災害避難所の機能を強化し、耐災害性の向上を目的として進めてまいりました。

今年度の設置工事が無事完了することが出来ましたら、土砂災害を除く指定緊急避難場所としてのエアコン設置が整うものでございます。

13 番 北村 哲夫 議員

教育総務部

25

質問内容

7 義務教育学校について

① 補助金に関して、文部科学省とどのように進めているか【教育長答弁】

② 負担金と交付金の性質について

30

答弁内容

① 「（仮称）ほうじょう学園施設整備事業」は、国からの補助金である「公立学校施設整備費負担金」と、「学校施設環境改善交付金」の確実な取得が不可欠であると認識しております。

35 本年４月には、昨年１０月に引き続き、再度文部科学省を訪問し、新しい学校の設置に向けた計画の内容と、その進捗、今後のスケジュール等をご報告いたし

ますとともに、より具体的な工程表に沿った補助金事務の進め方や、法律の読み解き方につきましてご教示をいただいたところでございます。

今後も積極的に文部科学省・大阪府と一層の連携を図らせていただくとともに、ご教示いただいた内容に基づき、交付金・負担金の申請を適切に実行し、
5 実な補助金獲得につなげ、義務教育学校の創設に向けた準備に邁進してまいります。

② 先ほど、教育長からの答弁にもございましたように、公立学校の施設整備に関する国庫補助事業につきましては、いわゆる『学校施設費国庫負担法』に基づ
10 き、「公立学校施設整備費負担金」と「学校施設環境改善交付金」の二種類がございます。

前者の「負担金」は、公立学校の校舎や体育館を新築・増築する際に、国の責務として負担されるものであり、後者の「交付金」は、公立学校の施設を改修する際に、自治体に交付されるものでございます。

文部科学省からのご教示では、近年、公立学校の整備費が全国的に増加傾向にあり、国の負担も増えていることから、「負担金」については、国の当初予算で用意され、「交付金」は国の補正予算で対応され、翌年度に繰り越しすることを前提とした運用を行う傾向にあるとのことでございます。

また、（仮称）ほうじょう学園のように、学校を統合する場合の「負担金」につきまして、条例又はこれに基づく規則で定められたものに限ることが『政令』で規定されていることに留意が必要であるとのことでございます。

本市教育委員会は、補助金対象となる（仮称）ほうじょう学園の本格工事を実施するにあたり、「負担金」も「交付金」も獲得した上で、事業実施することが必須であると認識しております。

非常に煩雑な手続きが必要となってまいります、引き続き、文部科学省や大阪府教育委員会のご教示を賜りながら、遺憾なく対応できますよう、万全の準備を施してまいりたいと考えております。

14 番 品川 大介 議員
教育総務部

質問内容

4 公共施設の適正化と財政について

④ 学校施設の検討を進める上での基準について

⑤ どのように見える議論を行い、市民共有していくか【教育長答弁】

答弁内容

④ 昨年度、文部科学省は「令和の日本型学校教育」を推進していくために必要な学校の適正規模・適正配置のあり方に関する調査研究」がなされ、報告書が取りまとめられたところでございます。

また、本市におきましては新しい『教育大綱』にて、「学校の適正規模・適正配置のあり方について、教育的視点を踏まえながら丁寧なプロセスを経て、議論・検討を進め、今後の方向性を取りまとめる」としたところでございます。

こうしたなか、現在、「総合教育会議」の開催準備を行い、まずは今後の検討方法と、今後のあるべき学校の姿を共有していくことを目標に事務を進めております。

市長部局と教育委員会において、大局的な市の方針・方向性について共有を図った上で、基準づくりに向けた動きを講じてまいりたいと考えております。

⑤ 学校の適正規模・適正配置の議論を進めるにあたりましては、学校は児童・生徒を育む教育の場であることを前提に、学びの環境を整えていくことを検討する際の中心的視점에据え、整理していくことが重要であると解しております。

また、学校は地域コミュニティの核であり、地域の安全や文化を担う多面的な機能を有することも念頭に置く必要があるものと認識しております。

一方、学校施設の整備や管理には、多額の費用を要することも念頭に置く必要がございます。

先ほどの答弁にもございましたように、文部科学省の報告書では、学校の適正規模・適正配置の検討にあたっては、将来の地域社会でどのような教育を持続させていきたいか、というビジョンを描いた上で進めることが重要であると取りまとめられています。

まずは「総合教育会議」にて、大局的な市の方針や今後の進め方を共有した上で、本市における望ましい学校規模や配置条件などについて、幅広い方々の参画を頂戴しながら、丁寧なプロセスを経て、整理していくことを想定しているところでございます。

14番 品川 大介 議員
学校教育政策部

質問内容

5 クラブ活動のこれからについて

- ① 拠点校廃止の理由について
- ② 今希望する生徒はどうすれば良いか

答弁内容

- 5 ① 大東市中学校部活動拠点校方式につきましては、近年、各校のクラブ数が減少してきていることを受け、部活動の地域展開を進める一方で、市内中学校に在籍する生徒の多様なニーズに応え、活動の場を提供することを目的として実施してまいりました。拠点校方式での部活動につきましては、設置する学校で当該部活動が行われており、参加を希望する生徒が在籍している学校に当該部活動
- 10 がないことが条件となっております。

本市におきましては、今年度、ラグビー部において拠点校方式による設置を行っておるところですが、昨年度は拠点校方式による新規参加希望生徒がなかったことから、当該校における拠点校方式による設置については整理をいたしたところ です。

15

- ② 部活動につきましては、各学校が設置、運営することは、本来、法令上の義務とはされておりませんが、その教育的意義をふまえ、長年、全国ほとんどの中学校において部活動が設置され、教員が顧問を担ってきた現状がございます。学習指導要領においても教育課程外の学校教育活動であることが明記されており、
- 20 新たに文部科学省からは、部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることが示されたところです。これまでも生徒自身が希望するスポーツや文化芸術活動が、自校の部活動として設置されていないケースはあり、希望とはちがう種目の部活動へ入部したり、学校ではなく地域で活動をしている団体等に所属したりするなどの対応をいただいていたものと認識をしております。

- 25 今後につきましては、文部科学省より示されております「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づきまして部活動地域展開をより一層推進していくなかで、各校のクラブ設置状況をふまえ、拠点校方式や合同クラブ方式など、生徒がそれぞれの希望に応じて、将来にわたって継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していけるよう環境
- 30 の整備に努めてまいります。